



宮 崎 県 公 報

平成19年8月27日(月曜日) 第1908号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 公 告 | 頁 |
| ○砂利採取業務主任者試験の実施……………(地域産業振興課) 1 | ○落札者等の公告…………… 1 |
| | 海区漁業調整委員会指示 |
| | ○漁業法に基づく指示…………… 1 |

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成19年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時
平成19年11月9日(金曜日)午前10時から12時まで
- 試験の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁7号館3階735号室
- 受験願書の受付期間
平成19年9月25日(火曜日)から10月12日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合は、平成19年10月12日付けの消印のあるものまで有効とする。)
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
- 手数料
8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部地域産業振興課において配布する。
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手をはり、あて先明記の上請求すること。
(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部地域産業振興課(電話0985(26)7101)に問い合わせること。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年8月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
インターネット行財政情報サービス 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県地域生活部情報政策課電子県庁担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成19年7月2日

- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号
- 随意契約に係る契約金額
32,254,740円
- 随意契約によつた理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第79号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成19年8月27日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

- 下表に掲げる海域において、カサゴの採捕は禁止する。ただし、試験研究等を目的として宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合及び陸(防波堤含む)からの釣りによる採捕は除く。

| カサゴ採捕禁止の海域 |
|--|
| 延岡市神戸漁港東防波堤先端(世界測地系:北緯32度36分1秒、東経131度44分53秒)と同市東海町地先の通称モブシバエ東端(世界測地系:北緯32度35分57秒、東経131度44分49秒)を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域。 |
| 日向市日知屋地区の通称小太郎の南端(世界測地系:北緯32度25分16秒、東経131度41分4秒)と同市同地区の通称地の長バエ北端(世界測地系:北緯32度25分9秒、東経131度41分4秒)を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域。 |
| 児湯郡川南町漁港漁村増進センター体育館北端から正東の線と、同町川南漁港北防波堤基部から正東の線とによって囲まれた、水深10m以浅の海域。 |
| 串間市立宇津地区のトリ瀬及びヒラセとそれぞれから南へ100mの点で囲まれた海域及び同地区地先の次の点アからエで囲まれた海域。 ア:世界測地系:北緯31度22分45秒、東経131度18分17秒 イ:世界測地系:北緯31度22分43秒、東経131度18分16秒 ウ:世界測地系:北緯31度22分46秒、東経131度18分14秒 |

エ：世界測地系：北緯31度22分44秒、東経 131度18分13秒

2 採捕禁止の期間 平成21年 6 月30日まで